

京都市告示第326号

都市計画法（以下「法」という。）第21条第2項の規定において準用する法第19条第1項の規定により京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）下水道を変更したので、法第21条第2項の規定において準用する法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を縦覧に供します。

令和元年 9月12日

京都市長 門川 大作

1 下水道の名称

京都市公共下水道

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 管渠の廃止

伏見区

横大路三栖池田屋敷町，横大路下三栖里ノ内，横大路下三栖城ノ前町，横大路下三栖宮ノ後，横大路芝生，横大路橋本，横大路天王前，横大路鋤ノ本，横大路菅本，横大路千両松町の各一部

(2) 管渠の追加

下京区

吉水町，高辻堀川町，西高辻町，五軒町，来迎堂町，橘町，北門前町，橋橋町，柿本町，篠屋町，小泉町，泉水町，南門前町，下五条町，中堂寺前町，堀之上町，大宮一丁目，大宮二丁目，大宮三丁目，門前町，御器屋町，大工町，上之町，上中之町，垣ケ内町，八条坊門町の各一部

南区

塩屋町，大黒町，東寺東門前町，九条町，西九条比永城町，西九条御幸田町，西九条森本町，上鳥羽仏現寺町，上鳥羽大物町，上鳥羽北塔ノ本町，上鳥羽南塔ノ本町，上鳥羽町田，上鳥羽藁田，上鳥羽大溝，上鳥羽卯ノ花，上鳥羽石橋町，上鳥羽岩ノ本町，上鳥羽鍋ケ淵町，上鳥羽清井町，上鳥羽山ノ本町，上鳥羽金仏，上鳥羽馬廻，上鳥羽塔ノ森梅ノ木，上鳥羽塔ノ森上開ノ内，吉祥院嶋野間詰町の各一部

(3) その他施設の変更

伏見区

横大路菅本，横大路千両松町の各一部

3 縦覧場所

京都市南区東九条東山王町1 2 番地

京都市上下水道局下水道部計画課

(都市計画局都市企画部都市計画課)